# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等					
	の名称	の特別控除(中小企業投資促進税制) (①農業者関係)					
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義) (国税 14)					
	対象税目	(法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税 17)					
	② 上記以外の	(所得税:外)(国税 14)					
	税目	(住民税:外(自動連動)) (地方税)					
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】    【単独・主管・共管】					
4	内容	《現行制度の概要》					
		青色申告を行う農業者等が機械等を取得し、農業の用に供した					
		場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税					
		額控除(但し、税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人・個人事					
		業主のみ。)の選択適用が認められる。					
		《要望の内容》					
		適用期限を令和5年4月1日~令和7年3月31日までの2年					
		間延長する。					
		《関係条項》					
		【所得税】					
		· 租税特別措置法					
		第 10 条の 3					
		【法人税】					
		• 租税特別措置法					
		第 42 条の 6					
		第 52 条の 2					
		旧第68条の11(令和4年3月31日まで)					
		:令和2年度税制改正における法人税法の一部改正によ					
		り廃止(令和4年4月1日施行)					
5	担当部局	農林水産省 農産局 技術普及課					
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和4年5月~8月					
	象期間	分析対象期間:平成 29 年度~令和 6 年度					
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度: 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置と					
		して創設					
		平成 11 年度: 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自					
		動車:車両総重量8㎏上→3.5㎏上)					
		平成 12 年度: 1 年間の延長(平成 13 年 5 月迄の適用期間の延					
		長)					

		平成 13 年度:10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月迄の適用期間の延
		長)
		平成 14 年度:2年間の延長(平成 16 年3月迄の適用期間の延
		長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き
		下げ
		平成 16 年度: 2 年間の延長(平成 18 年 3 月迄の適用期間の延
		長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き
		上げ
		平成 18 年度: 2 年間の延長(平成 20 年 3 月迄の適用期間の延
		長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の
		見直し(デジタル複合機の追加)
		平成 20 年度: 2 年間の延長(平成 22 年 3 月迄の適用期間の延
		長)
		平成 22 年度: 2 年間の延長(平成 24 年 3 月迄の適用期間の延
		長)
		   平成 24 年度: 2 年間の延長(平成 26 年 3 月迄の適用期間の延
		長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測
		定機器、測定工具及び検査工具の追加)
		平成 26 年度:3 年間の延長(平成 29 年 3 月迄の適用期間の延
		長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡
		で、エネビ指直部力の助時債却及び抗領に序の加 充)
		,
		平成 29 年度:上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長
		(平成31年3月迄の適用期間の延長)
		平成 31 年度:2年間の延長(令和3年3月迄の適用期間の延
		長)
		令和3年度:2年間の延長(令和5年3月迄の適用期間の延
		長)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日~令和7年3月31日まで(2年間)
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
9	等がいる。	
	47 O'C 07112126	1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人
		企業の1社当たりの売上高を下回っており、生産性の向上等によ
		り経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地
		域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産
		業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向
		上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。
		このため、生産性の向上に資する農業機械等の導入(機械化等
		投資)を加速させ、農業における継続的な生産性向上及び経営改
		善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確
		保することが目的。

#### 《政策目的の根拠》

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

食料・農業・農村基本法第2条の3において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」とされている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」

(令和4年6月7日閣議決定)

#### 第3章 内外の環境変化への対応

(4)食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中 で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを 踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の 生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図る とともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。 今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に 必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含 め食料安全保障の強化を図る。

# ② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け

#### 《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、 農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、 水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国 民経済の健全な発展を図る。

#### 《中目標》

2 農業の持続的な発展

#### 《政策分野》

⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通加工構造の合理化

# ③ 達成目標及 びその実現 による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額(中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く)の値:48,547円(令和3年度実績(推計値))を基準値とし、これを維持すること。

※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。

(160 万円以上の国内向け農業機械出荷額(高性能農業機械を除く)50,048 百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合0.37783) ÷青色申告を行っている農業者390千人=48,547円

なお、高性能農業機械とは、トラクター(50馬力以上)、田植機(6 条以上)、コンバイン(4条以上)、スピードスプレヤーとする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【測定指標】 青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の 農業機械取得額(高性能農業機械を除く) 【達成目標実現による寄与】 本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に 実施することにより、農業生産における各作業行程での労働時間 の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物 が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。また、それらが経 営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営 安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。 有効性 10 ① 適用数 単位:件 等 平成 平成 令和 令和 令和 令和 令和 令和 項目 29年度 30年度 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 6年度 (実績) (実績) (実績) (実績) (実績) (見込) (見込) (見込) 11,574 適用数 12,200 13.167 9.178 11.851 11,851 11,851 11,851 ※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。 ※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成29年度から令和2年度の適用数は、租税特別措置の適用実態 調査の結果に関する報告書(第198回国会報告、第201回国会報告、 第 204 回国会報告、第 208 回国会報告)の報告は農林水産業全体の 数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそ のまま数値を用いることができないため、技術普及課による関 係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業 機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。 ※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関す る報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への 聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台 数等を基に実績値及び推計値を算出した。 ※ 令和4年度~6年度までの適用数については、令和3年度の実績 (推計値)を基に算出した。 ※ 算定根拠は別添1参照。 本特例措置は、毎年10,000件を超える適用があり、僅少では ない。

#### ② 適用額

単位:百万円

ſ		平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
;	法人税	18,480	19,657	22,121	15,157	18,910	18,910	18,910	18,910
į	法人事業税	-	-	-	1	-	-	-	ı
-	法人住民税	1.294	1.376	1.548	1.061	1.324	1.324	1.324	1.324

- ※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。
- ※ 平成 29 年度から令和 2 年度の適用額は、租税特別措置の適用実態 調査の結果に関する報告書(第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、 第 204 回国会報告、第 208 回国会報告)の報告は農林水産業全体の数 値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数 値を用いることができないため、技術普及課による関係団体への聞き 取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に 実績値及び推計値を算出した。
- ※ 令和3年度の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。
- ※ 令和4年度~6年度までの適用数については、令和3年度の実績 (推計値)を基に算出した。
- ※ 算定根拠:各年度とも、「減税対象機械設備取得価額」×「販売農家のうち青色を行っている農業者の割合」。

本特例措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。

#### ③ 減収額

単位:百万円

							- 甲	位:日万円
	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
法人税	1,294	1,376	1,548	1,061	1,324	1,324	1,324	1,324
法人事業税	-	-	-	1	-	1	-	1
法人住民税	167	178	108	74	93	93	93	93
減収額計	1,461	1,554	1,656	1,135	1,417	1,417	1,417	1,417

- ※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。
- ※ 平成 29 年度から令和 2 年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告)の報告は農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができないため、技術普及課による関係団体への聞き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。
- ※ 令和3年度の減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、技術普及課による関係団体への聞

き取り調査結果における農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基 に実績値及び推計値を算出した。

- ※ 令和4年度~6年度までの適用数については、令和3年度の実績 (推計値)を基に算出した。
- ※ 税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。
- ※ 算定根拠は別添1参照。

#### 4 効果

#### 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値:50,162円(令和元年度実績(推計値))を基準値とし、これを維持すること」であり、令和2年度は新型コロナの影響により取得台数が減少したが、令和3年度には令和元年度の9割以上の水準まで回復したところである。

このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。

なお、今回の目標は、「青色申告所得納税者 1 人当たりの 160 万円以上の農業機械取得額の値:48,486円(令和3年度実績(推計値))を基準値とし、これを維持すること」とする。

【青色申告を行っている農業経営体 1 経営体あたりの 160 万円以 上の農業機械取得額】

単位:円

	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
取得額	43,279	44,982	50,162	39,679	48,486	48,486	48,486	48,486

#### 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

#### 【政策目的の実現状況】

中小企業庁が行った委託事業※によるアンケートでは、約6割の企業は、税制措置が設備投資を後押しすると回答しており、設備投資の後押しとなっている。

※ 平成30年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

#### 【延長されなかった場合の影響】

本特例措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、農業機械等の導入(機械化等投資)が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。

# ⑤ 税収減を是 認する理由 等

生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいため、 本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投 資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄

#### 与する。

また、本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果 を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減 収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があ ると考えられる。

#### <経済波及効果の試算>

50,048 百万円(160 万円以上の国内向け農業機械出荷額(高性 能農業機械を除く))×0.37783(販売農家のうち青色申告を行 っている農業者の割合)=18,910 百万円を設備投資額とし、その 6割(寄与度)の11,346 百万円を投資額とした上で、産業連関 表を使用して経済波及効果を算出した。

単位:百万円

								H-1911
	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
項目	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
減収額	1,461	1,554	1,656	1,135	1,417	1,417	1,417	1,417
投資額	11,088	11,794	13,273	9,094	11,346	11,346	11,346	11,346
経済波及効果	346,927	368,934	415,249	284,110	354,384	354,384	354,384	354,384

- ※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中 心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)を使用。
- ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。
- ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、 経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。
- ※ 令和4年度~6年度までの適用見込み額については、令和3年度の 実績(推計値)を基に算出している。
- ※ 寄与度については、中小企業庁が行った委託事業※によると、約6 割の企業において、税制措置が投資判断を後押ししたとのアンケート 結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投 資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連が あると考えられることから、本措置も6割の押上げに寄与(寄与率6 割)していると仮定して効果を算出した。
- ※ 平成30年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書

# 11 相当性 ① 租税特別措 置等による べき妥当性 等

農業者による農業機械等に対する投資(機械化等投資)を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援していく必要があるが、農業においては、水稲、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されることから、対象者、対象設備等が限定される補助金や財政投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が政策手段として妥当。

		2	他の支援措	関連する措置として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付
			置や義務付	金のうち生産事業モデル支援タイプ・農業支援サービス事業支援
			け等との役	タイプ」があるが、農業者による農業機械に対する投資を促進す
			割分担	るためには、対象となる農業者が限られる上記予算措置では不十
				分であり、農業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と
				能力のある農業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じ
				ることが政策効果の拡大に繋がる。
		_	# <b>.</b> + ^ + 🗆	曲 <b>坐</b> (上)(上)(2
		(3)	地方公共団	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担ってお
			体が協力す	り、農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援
			る相当性	することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に
				貢献するため。
		7 61		
12	有識者の見解		É	_
13	前回の事前評価又は事後		呼価又は事後	令和2年5月~8月
	評価の実施	他时	F期	

# ○減税見込額積算資料(国税・地方税)

#### 1. 減税見込額等の積算

# (1)減税対象機械設備

51,948 百万円(平成29 年度)、52,343 百万円(平成30 年度)、56,688 百万円(令和元年度)、42,682 百万円(令和2 年度)、50,048 百万円(令和3 年度)

# 【算出例】トラクター(20馬力以上50馬力未満)の場合

(平成29年度)

21,978 台(国内向け出荷台数) /71,698 台(全出荷台数) ×99,315 百万円(出荷額) =30,444 百万円

#### (平成30年度)

21,710 台(国内向け出荷台数) /77,484 台(全出荷台数) ×108,512 百万円(出荷額) =30,404 百万円

#### (令和元年度)

22,811 台(国内向け出荷台数) /74,463 台(全出荷台数) ×111,633 百万円(出荷額) =34,198 百万円

#### (令和2年度)

17,630 台(国内向け出荷台数) /66,820 台(全出荷台数) ×96,121 百万円(出荷額) =25,361 百万円

#### (令和3年度)

22,593 台(国内向け出荷台数)/90,447 台(全出荷台数) $\times 126,825$  百万円(出荷額)=31,680 百万円

○上記の算出例に沿って算出した高性能農業機械を除く主要農業機械(160 万円以上)の合計額 (平成 29 年度)

30,444 百万円 (トラクター) +3,744 百万円 (田植機) +17,760 百万円 (コンバイン) =51,948 百万円

#### (平成30年度)

30,404 百万円 (トラクター) +3,977 百万円 (田植機) +17,962 百万円 (コンハ・イン) =52,343 百万円

#### (令和元年度)

34, 198 百万円 (トラクター) +4, 152 百万円 (田植機) +18, 338 百万円 (コンハ・イン) =56, 688 百万円

#### (令和2年度)

25,361 百万円 (トラクター) +3,411 百万円 (田植機) +13,910 百万円 (コンパイン) =42,682 百万円

(平成3年度)

31,680 百万円 (トラクター) +3,465 百万円 (田植機) +14,902 百万円 (コンパーイン) =50,048 百万円

(注) 「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。 また、当税制の対象である 160 万円以上と想定される主要農業機械をトラクター (20 馬力以上 50 馬力未満)、田植機(5条)、コンバイン(4条未満)とした。

# (2)減収見込額・・・税額控除の場合で試算

#### (平成29年度実績推計)

# 【国税(法人税)】

51,948 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.35574 (平成29 年度販売農家のうち青色申告を 行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) =1,294 百万円

#### 【地方税(法人住民税)】

51,948 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.35574 (平成29年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) ×12.9% (法人住民税率) =167百万円

#### (平成30年度実績推計)

#### 【国税(法人税)】

52,363 百万円(減税対象機械設備取得価額)×0.37540(平成30年度販売農家のうち青色申告を 行っている農業者の割合)×7%(税額控除率)=1,376百万円

#### 【地方税(法人住民税)】

52,363 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.37540 (平成30年度販売農家のうち青色申告を 行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) ×12.9% (法人住民税率) =178百万円

# (令和元年度実績推計)

#### 【国税(法人税)】

56,688 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.39023 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) =1,548 百万円

# 【地方税(法人住民税)】

56,688 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.39023 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) ×7% (法人住民税率) =108 百万円

#### (令和2年度実績推計)

#### 【国税(法人税)】

42,682 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.35512 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) =1,061 百万円

#### 【地方税(法人住民税)】

42,682 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.35512 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) ×7% (法人住民税率) =74 百万円

#### (令和3年度実績推計)

#### 【国税(法人税)】

50,048 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.37783 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) =1,324 百万円

#### 【地方税(法人住民税)】

50,048 百万円 (減税対象機械設備取得価額) ×0.37783 (令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合) ×7% (税額控除率) ×7% (法人住民税率) =93 百万円

# ※販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合

(平成 29 年度)

427千人/1,200千人=0.35574

#### (平成30年度)

437 千人/1,164 千人=0.37540

# (令和元年度)

441 千人/1,130 千人=0.39023

#### (令和2年度)

382 千経営体/1,076 千経営体=0.35512

#### (令和3年度)

390 千経営体/1,031 千経営体=0.37783

(注) 青色申告を行っている農業所得者数(国税庁「事務年報」)を販売農家数(農林水産省「農業構造動態調査」)で除して算出した。

※令和2年度、令和3年度に関しては青色申告を行っている農業経営体数(農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」)を農業経営体数(農林水産省「農産業センサス」・「農業構造動態調査」)で除して算出した。

# 2. 適用実績及び適用見込み

	区 分	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)
対象数		32, 535	32, 498	33, 742	25, 844	31, 366	31, 366	31, 366	31, 366
適	用件数	11, 574	12, 200	13, 167	9, 178	11, 851	11, 851	11, 851	11,851
減収見	法人税	1, 293, 589	1, 375, 985	1, 548, 486	1, 061, 000	1, 323, 646	1, 323, 646	1, 323, 646	1, 323, 646
込額	法人事業税	-	-	_	-	_	-	-	-
(千円)	法人住民税	166, 873	177, 502	108, 394	74, 270	92, 655	92, 655	92, 655	92, 655

- 注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。
  - 2 適用件数は、(対象数)×(販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合)で推計。
  - 3 法人税減収額について、税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であることから、 税額控除のみの試算としている。このため、法人事業税の減収見込額は「-」とした。
  - 4 令和4年度以降については、令和3年度の実績推計値と同数とした。

# 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門	②投入部門	③投入部門
	(金額)	(金額)	(金額)
平成29年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,008)	(1,955)	(125)
平成30年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,582)	(2,079)	(133)
令和元年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(10,783)	(2,340)	(150)
令和2年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(7,384)	(1,600)	(100)
令和3年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,212)	(1,997)	(125)
令和4年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,212)	(1,997)	(125)
令和5年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,212)	(1,997)	(125)
令和6年度	農業用機械	商業	運輸·郵便
	(9,212)	(1,997)	(125)